

糸魚川市国土強靱化地域計画

令和2年7月

目 次

1	計画の策定趣旨、位置づけ	1
2	国土強靱化の考え方	2
3	地域特性	3
4	想定する自然災害	5
5	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	7
6	脆弱性の評価	9
7	推進方針	12
8	計画の推進と見直し	40

（別紙）糸魚川市国土強靱化地域計画 分野別事業計画

1 計画の策定趣旨、位置づけ

(1) 計画の策定趣旨

東日本大震災をはじめとする近年の大規模災害を受け、国は「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）を制定し、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」を策定した。

本市においても平成 28 年 12 月発災の「糸魚川市駅北大火」をはじめ、近年の異常気象により平成 30 年 2 月の「北陸豪雪」、令和元年 10 月の「台風 19 号災害」など、様々な被害が発生している。

ユネスコ世界ジオパークに認定される変化に富んだ地形・地質、自然資源に恵まれた本市は、その反面、多様な自然がもたらす様々な災害も多く発生している。

これらのことから、いつ起こるかわからない、いかなる災害に対しても市民の生命と財産を守り、災害に強い強靱な地域をつくりあげるため、「糸魚川市国土強靱化地域計画」を策定する。

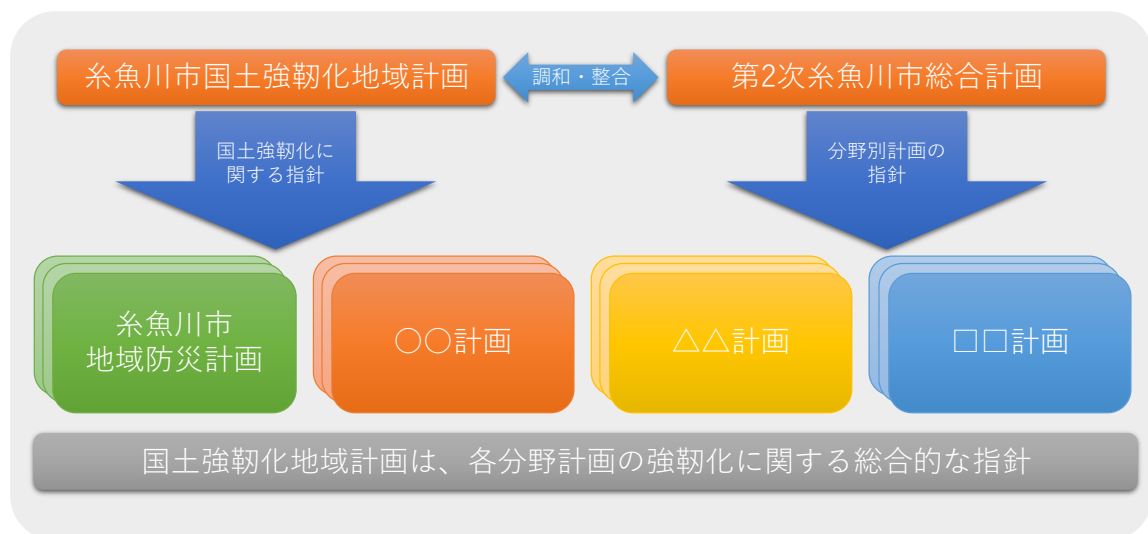
(2) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づき策定する「国土強靱化地域計画」であり、本市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画とする。

また、平成28年12月策定の第2次糸魚川市総合計画とは調和・整合を図り、地域防災計画をはじめとする本市の各種計画については、この国土強靱化地域計画の観点から見直しを行い、必要な施策を具体化することとする。

本計画は、中長期的な視野の下で施策を推進する国の方針に基づき、計画策定後、概ね5年ごとに見直すこととする。

ただし、それ以前であっても、国の動向や社会情勢等の変化により、必要に応じて見直しを検討する。



2 国土強靱化の考え方

国の基本計画との調和を図るため、下記の4つの「基本目標」と8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

(1) 基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する
- ④ 災害発生後の迅速な復旧・復興を可能にする

(2) 事前に備えるべき目標

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

3 地域特性

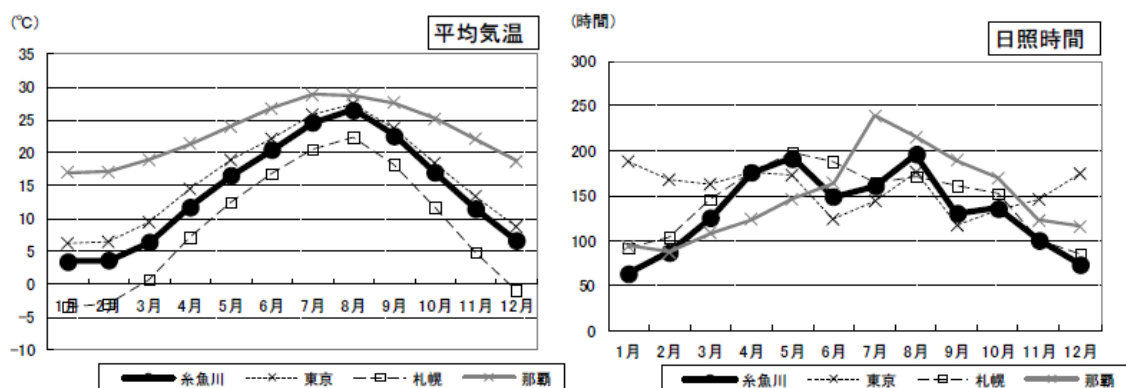
(1) 地勢

本市は、新潟県の最西端に位置し、南は長野県、西は富山県と接しており、中部山岳国立公園と妙高戸隠連山国立公園、親不知・子不知県立自然公園、久比岐・白馬山麓県立自然公園を有し、海岸、山岳、溪谷、温泉など変化に富んだ個性豊かな自然に恵まれている。また、森林資源やヒスイ・石灰石等の鉱物資源、水資源など地域資源が豊富で、フォッサマグナについては日本列島生誕の謎を秘めた世界的な学術資源となっている。

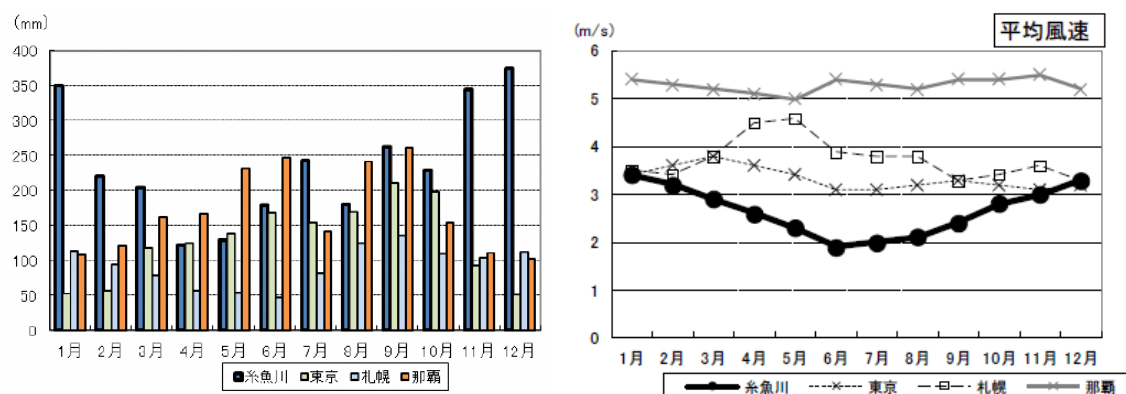
こうした多様な自然資源とそこで生活する人々の活動が認められ、ユネスコ世界ジオパークに認定されている。

(2) 気候

本市と全国主要都市の月別平均気温及び月別日照時間、月別降水量を以下の図に示す。糸魚川の月別平均気温は東京よりも低く、札幌よりも高いほか、那覇市と比較して気温の月較差が大きい特徴が見られ、日照時間は、夏季は比較的多く、冬季は他の主要都市よりも少なくなる。降水量については、日本海側特有の冬期間に降水量が多くなる気候となっており、平均風速は冬季に強くなる傾向があるが、他の主要都市と比較すると年間を通して弱くなっている。



※都市ごとの月別平均気温（左）及び月別日照時間（右）



※ 統計期間：昭和56年（1981）年～平成22（2010）年
出典：気象庁ホームページ「気象観測所データ」

※都市ごとの月別降水量（左）及び月別平均風速（右）

(3) 港湾・交通

本市の主要な道路として、海岸沿いの東西方向に国道 8 号及び北陸自動車道が、姫川沿いの南北方向に国道148号が配置されていて、国道 8 号沿いには、道の駅が 3 カ所、北陸自動車道には 3 カ所のインターチェンジが設けられている。

鉄道は、平成 27 年 3 月に市域を東西方向に横断するかたちで北陸新幹線が開通し、それと並行するかたちで第 3 セクターえちごトキめき鉄道株式会社の日本海ひすいラインが、南北方向に JR 西日本が運行する大糸線が配置されている。

港湾に関しては、新潟県の地方港湾「姫川港」があり、糸魚川地域の産業の活力と市民生活の安定を支える基盤となっており、長野県中信地域への日本海の玄関口としても大変大きな役割を担っている。また、他の港から石炭灰、スラグなどをリサイクル資源として受入れ、セメント製品として出荷するなど、日本海沿岸の静脈物流港として環境面においても重要な役割を果たしている。

4 想定する自然災害

地理的条件や過去の災害発生事例を勘案しながら、糸魚川市地域防災計画との整合を図り、以下の5つとした。

(1) 地震災害

地域防災計画において想定している地震及びその被害想定から3つの地震について想定した。

想定地震		マグニチュード	震度	過去の事例
海域の地震	新潟県南西沖地震	7.7	4～6 弱	新潟地震(S39) 日本海中部地震(S58)
内陸の地震	上越地域の地震	7.0	4～5 強	長岡地震(S36) 新潟県中越地震(H16)
直下型地震	糸魚川市全域	6.9	震度 6 弱 ～6 強	—

(2) 津波・高波災害

地域防災計画において想定している2つの地震（モデル）に基づき、津波による浸水想定を行った

想定地震	新潟県南西沖地震	F41 津波断層モデル
マグニチュード	Mw7.75	Mw7.6
最大津波高	1.9～3.8m	3.4～13.0m
第一波到達時間	5 分以内	5 分以内

(3) 風水害

地域防災計画において現時点で風水害の規模、被害状況等について想定することは極めて困難であるが、過去の事例等に基づき想定を行った。

○水害・土砂災害

[過去の災害事例]

S60.2.15 玉ノ木地すべり災害

通称：熱田山（標高 170m）の中腹斜面で発生

規模：長さ 110m、幅 70m、厚さ 5m、高さ 70m、流出土砂約 4 万 m³

被害：死者 10 人、重傷 1 人、軽傷 3 人

H7.7.11 7.11 水害

梅雨前線の停滞による豪雨

気象：平岩地区で 1 時間に 50 mm以上の降雨。

12 日夜までの総降雨量 485 mm。

被害：全壊 13 棟、半壊 4 棟、一部破損 1 棟、

床上浸水 45 棟、床下浸水 171 棟

H8.12.6 蒲原沢土石流災害

崩落した土砂で堰き止められた川の水による土石流

気象：小谷村での総降雨量 49 mm、降雪量 5～6 cm

被害：死者 14 人、重傷者 2 人、軽傷者 6 人

○風害

[過去の災害事例]

H28.12.22 糸魚川市駅北大火

気象：最大瞬間風速 27.2m/s 南南東（午前 11 時 40 分）

被害：全焼 120 棟、半焼 5 棟、部分焼 22 棟

負傷者 17 人（一般 2 人、消防団員 15 人）

被災者 145 世帯、260 人、56 事業所

（４）雪害

地域防災計画において現時点で雪害の規模、被害状況等について想定することは極めて困難であるが、過去の事例等に基づき想定を行った。

[過去の災害事例]

S59 59 年豪雪

積雪深：糸魚川地域 302 cm（平均）、能生地域 133 cm（能生）、
青海地域 130 cm（青海分署）

人的被害：死者 1 人、負傷者 5 人

S60 60 年豪雪

積雪深：糸魚川地域 255 cm（平均）、能生地域 115 cm（能生）、
青海地域 167 cm（青海分署）

人的被害：死者 2 人、重傷者 2 人、負傷者 16 人

S61 61 年豪雪

積雪深：糸魚川地域 255 cm（平均）、能生地域 190 cm（能生）、
青海地域 170 cm（青海分署）

人的被害：死者 14 人、重傷者 6 人、軽傷者 4 人、負傷者 9 人

（５）火山災害

地域防災計画において対象とする火山災害の火山は「新潟焼山」と「妙高山」であるが、特に新潟焼山は国、県、関係市町村、関係機関、専門家、その他各種団体等により設置されている新潟焼山火山防災協議会での検討結果により想定を行った。

[過去の災害事例]

S49.7.28 水蒸気爆発 死者 3 人、土石流、火山灰により農業施設や発電所に被害

S58.4.14 水蒸気爆発 山頂付近降灰

H9～H10 小規模水蒸気噴火 4 回の火山灰噴出活動確認

5 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国の基本計画で定められている 45 項目の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に基づき、本市の地域特性を踏まえて以下の 23 項目を設定した。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	建物等の大規模倒壊や大規模火災による死傷者の発生
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-3	集中豪雨等による市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	交通ネットワーク等の長期間にわたる機能停止

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-2	農地・森林等の被害による国土の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

6 脆弱性の評価

国が実施した評価方法やガイドラインを参考に、本市における評価を実施した。
リスクシナリオごとに現行の施策を抽出し、各施策の取組状況や課題について分析評価を行った。

備えるべき目標			起きてはならない最悪の事態	総務部	市民部	産業部	教育委員会	消防本部	評価
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	建物等の大規模倒壊や大規模火災による死傷者の発生	・市庁舎の耐震化 ・災害情報の伝達方法検討 ・関係行政機関等による情報共有体制の強化	・病院の耐震化 ・空き家対策 ・社会福祉施設等の耐震化 ・病院・社会福祉施設等での避難マニュアル策定 ・避難行動要支援者名簿作成	・住宅の耐震化 ・公共特定建築物の耐震化 ・都市基盤等の整備 ・無電柱化の推進 ・建築物の不燃化推進 ・木造住宅密集地区防災事業の推進	・学校の耐震化 ・学校での防災教育	・家具類の固定など室内安全対策 ・避難所の耐震化状況の把握 ・自主防災組織の設立、活性化支援 ・住宅用火災警報器の設置 ・初期消火資機材の整備、訓練の実施 ・消防団の充実強化 ・立入検査の実施 ・事業所合同訓練の実施	建築物の耐震化や安全化対策の推進、幹線道路や緊急輸送道路等の整備・機能強化を促進するとともに、初期消火体制の強化、住民の避難場所の確保や避難行動要支援者の支援体制の構築、防災教育の充実、自助・共助による地域防災力の向上を図る必要がある。また、災害時における情報収集及び伝達体制の整備・強化を図る必要がある。
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	・災害情報の伝達方法検討 ・関係行政機関等による情報共有体制の強化	・避難誘導方法検討 ・病院・社会福祉施設等での避難マニュアル策定 ・避難行動要支援者名簿作成		・学校での防災教育	・津波ハザードマップの作成 ・防災行政無線の整備	災害時における避難路の確保、避難行動要支援者の支援体制の構築、防災教育の充実、自助・共助による地域防災力の向上を図るとともに、津波ハザードマップ及び避難勧告等の判断・伝達マニュアル（津波）を更新していく必要がある。
		1-3	集中豪雨等による市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	・関係行政機関等による情報共有体制の強化	・避難誘導方法検討 ・病院・社会福祉施設等での避難マニュアル策定 ・避難行動要支援者名簿作成	・河川改修等の治水対策 ・河川関連施設の老朽化対策 ・海岸保全施設の整備促進	・学校での防災教育	・洪水ハザードマップの作成	河川改修や河川関連施設の耐震化、老朽化対策を促進するとともに、住民の避難場所の確保、洪水ハザードマップの作成・周知、住民等への情報伝達手段の多様化等、警戒避難体制の整備を図る必要がある。
		1-4	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生	・災害情報の伝達方法検討 ・関係行政機関等による情報共有体制の強化	・病院・社会福祉施設等での避難マニュアル策定 ・避難行動要支援者名簿作成	・土砂災害対策施設の整備 ・土砂災害対策施設の老朽化対策 ・土砂災害警戒区域等の指定	・学校での防災教育	・火山防災マップの作成 ・新潟焼山火山防災協議会への参画 ・土砂災害ハザードマップの作成	火山防災協議会への参画により、火山噴火対策を進めるとともに、土砂災害対策施設の整備や老朽化対策を県と連携しながら推進する。また、土砂災害警戒区域等の周知、防災教育の充実、土砂災害ハザードマップや避難勧告等の判断・伝達マニュアルを策定する必要がある。
		1-5	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	・関係行政機関等による情報共有体制の強化	・高齢者への屋根雪除雪支援	・道路除雪等による冬期交通確保 ・雪下ろし事故防止対策 ・克雪住宅の普及促進			効果的な道路除雪や雪害対策施設整備により、冬期の円滑な交通確保を図る。また、雪下ろし事故防止に向けた安全対策の普及を進める必要がある。

備えるべき目標			起きてはならない最悪の事態	総務部	市民部	産業部	教育委員会	消防本部	評価
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	・非常用燃料の備蓄				・食料、物資の備蓄 ・民間事業者との物資調達協定の締結 ・自助による備蓄の促進	市民に対して食料等の備蓄の重要性を啓発する。また、民間事業者等との防災協定及び物資輸送等協定の締結に努め、大規模災害時の物資調達に必要な取組を進める必要がある。
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	・情報通信利用環境の強化		・河川改修等の治水対策 ・土砂災害対策施設の整備 ・道路施設の老朽化対策 ・道路の防災対策		・孤立するおそれのある地区の事前把握・発電機等の電力の確保・緊急物資の備蓄 ・通信手段の確保	孤立するおそれのある地区の現状把握や備蓄物資・電力・通信手段の確保等の予防対策を推進する必要がある。
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足					・災害応援の受入体制の構築強化 ・消防施設の計画的な整備 ・消防団員の確保 ・自主防災組織の育成	消防施設の計画的な整備を進めるとともに、消防団員の確保、自主防災組織の育成を図る必要がある。
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺		・病院の耐震化 ・病院間での不足医師の融通派遣、災害時の救急医療に係る連携体制の強化 ・医薬品、医療機器等の供給確保体制の整備 ・災害拠点病院との事業継続計画（ＢＣＰ）の打合せ			・病院防災マニュアル等の作成支援 ・建設業協会及び団体との連携・強化	市民の防災意識の向上により負傷者の発生を防ぐとともに、医療機関や医療関係団体との緊密な協力体制のもと、災害の状況に応じた適切な医療救護を行うための体制を構築する必要がある。
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生		・平時からの感染症予防対策の強化 ・衛生用品及び防疫薬品の備蓄	・応急給水体制の整備 ・上下水道の耐震化		・衛生用品及び防疫薬品の備蓄	平時から定期予防接種を推進するとともに、保健所棟と連携し、避難所における感染症のまん延防止対策等を推進する必要がある。
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		・避難所開設・運営マニュアルの策定 ・居住環境、プライバシー対策の確保 ・避難所外の場所に滞在する被災者への支援 ・福祉避難所の指定		・学校、公民館等の防災機能の強化 ・避難所トイレの洋式化 ・避難所へのエアコン設置 ・避難所のバリアフリー化	・避難所の衛生状態、生活環境の把握	避難所トイレの洋式化やエアコンの設置等により、居住環境の改善を図るとともに、車中泊など避難所外への避難者の健康対策等を進める必要がある。
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	・業務継続体制の強化（ＢＣＰの見直し） ・市庁舎等の耐震性強化（非構造部材、什器等） ・停電時の行政機能の確保 ・非常用電源等の確保 ・停電対応訓練の実施				・非常用電源等の確保 ・停電対応訓練の実施	BCP を常に更新していくとともに、市庁舎等の耐震性強化や非常用電源等の確保を進める必要がある。
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	・防災行政無線等による市民への情報提供 ・避難所への非常用発電設備の設置				・防災行政無線等による市民への情報提供 ・消防団、広報車等による広報	通信施設等の設備強化を進める必要がある。
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下			・幹線道路等の整備 ・港湾の大規模地震対策 ・鉄道施設、設備の強化 ・企業等における事業継続体制の強化（ＢＣＰ策定支援）			道路施設等の整備を推進するとともに、港湾・鉄道等施設の強化について、関係機関へ要望を進める。また、市内企業等の事業継続計画（ＢＣＰ）策定を促進する必要がある。

備えるべき目標			起きてはならない最悪の事態	総務部	市民部	産業部	教育委員会	消防本部	評価
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止		・一般家庭への太陽光発電設備（リチウムイオン電池）の普及推進	・電力施設・設備の強化 ・事業所への再生可能エネルギー発電設備の普及推進 ・都市ガス供給施設の耐震化 ・都市ガス供給施設の老朽化対策 ・復旧支援体制の確立		・遠隔市町との災害協定締結 ・災害協定の締結（石油業、ガス）	企業の災害対処能力の向上を支援するとともに、各家庭での燃料備蓄等を推進する必要がある。
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止			・水道施設の耐震化 ・水道施設の老朽化対策 ・応急給水体制の整備 ・復旧支援体制の確立		・災害協定の締結（飲料水）	水道施設の耐震化や管路等の老朽化対策、各種資機材の整備などによる応急給水体制の整備や広域的な応援体制の構築を進める必要がある。
		6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止			・下水道施設の耐震化 ・下水道施設の老朽化対策 ・下水道における業務継続体制の強化（下水道 BCP の改定） ・合併浄化槽の促進 ・復旧支援体制の確立		・災害協定市への処理要請	下水道施設の耐震化や管路等の老朽化対策を進めるとともに、浄化槽整備区域では合併処理浄化槽の整備を促進する。
		6-4	交通ネットワーク等の長期間にわたる機能停止			・道路施設の老朽化対策 ・主要幹線道路の強靱化 ・復旧支援体制の確立			主要幹線の老朽化対策や強靱化を進めるとともに、道路拡幅や代替路線の整備を計画的に推進する必要がある。
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生			・ため池の整備 ・ため池ハザードマップの作成 ・河川・土砂災害対策関連施設の老朽化対策		・土砂災害ハザードマップと合わせた地域住民への周知	農業用ため池の整備を進めるとともに、ハザードマップの作成により、地域住民への情報提供に努める必要がある。
		7-2	農地・森林等の被害による国土の荒廃			・治山対策の推進 ・森林整備の推進 ・農業、農村の多面的機能の確保 ・農業水利施設の保全 ・鳥獣被害対策の推進			基幹的農業水利施設（頭首工、用排水路）の長寿命化対策を進めるとともに農村の多面的機能の確保に努める必要がある。 また、荒廃した山林での治山対策を推進するとともに、森林整備計画に基づき、計画的な間伐等の整備を推進する必要がある。
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態		・災害廃棄物処理等の協力体制の構築 ・災害廃棄物処理計画の策定				災害廃棄物処理の協力が円滑に行われるよう、関係機関の連携を強化する必要がある。
		8-2	復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	・広域応援体制の整備	・災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル策定 ・災害ボランティアコーディネーターの養成			・復興事前準備	被災後、迅速に復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順、課題の把握等の事前復興準備を進めておく必要がある。また、災害ボランティアを円滑に受け入れられるよう、社会福祉協議会等と連携し、ボランティアセンター設置・運営マニュアルを策定する必要がある。
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	・地域プランによる支援					平時からコミュニティの活力を保つための仕掛けが必要である。

7 強靱化の推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、8つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる23の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するため、次に掲げる推進方針により国土強靱化に資する施策に取り組む。

また、推進方針ごとに主な取組を取りまとめ、個別施策分野の進捗や実績を把握するため、必要に応じて重要業績指標を定めて目標値を設定した。

なお、分野別の具体的な事業計画は別紙とする。

【各施策の推進方針凡例】

施策	施策名		
推進方針	前項の脆弱性の評価結果をもとに 当該施策の推進方針を記載		
主な取組	当該施策の主な取組を例示 ()内は、担当部課等		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	当該施策に関連する 重要業績指標	現状で把握可能な 数値及び該当年度	目標とする数値及び その達成目標年度
関連計画	主な取組に関連する各種個別計画		

【イメージ】

6 脆弱性の評価

国が実施した評価方法やガイドラインを参考に、本市における評価を実施した。

リスクシナリオごとに現行の施策を抽出し、各施策の取組状況や課題について分析評価を行った。

備えるべき目標	起きている最悪の事態	総務部	市民部	産業部	教育委員会	消防本部	評価
1-1	建築物の大規模倒壊や大規模火災による死者の発生	・市庁舎の耐震化 ・災害情報の伝達方法検討 ・関係行政機関等による情報共有体制の強化	・病院の耐震化 ・空き家対策 ・社会福祉施設等の耐震化 ・病院・社会福祉施設等での避難マニュアル策定 ・避難行動要支援者名簿作成	・住宅の耐震化 ・公共特定建築物の耐震化 ・都市基盤等の整備 ・無電柱化の推進 ・建築物の不燃化推進 ・木造住宅密集地区防災事業の推進	・学校の耐震化 ・学校での防災教育	・家具類の固定など室内安全対策 ・避難所の耐震化 ・自主防災組織の設立、活性化支援 ・住宅用火災警報器の設置 ・初期消火資機材の整備、訓練の実施 ・消防団の充実強化 ・立入検査の実施 ・事業所合同訓練の実施	建築物の耐震化や安全対策の推進、幹線道路や緊急輸送道路等の整備・機能強化を促進するとともに、初期消火体制の強化、住民の避難場所の確保や避難行動要支援者の支援体制の構築、防災教育の充実、自助・共助による地域防災力の向上を図る必要がある。また、災害時における収集及び伝達体制の整備・強化を図る必要がある。
1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	・災害情報の伝達方法検討 ・関係行政機関等による情報共有体制の強化	・避難誘導方法検討 ・病院・社会福祉施設等での避難マニュアル策定 ・避難行動要支援者名簿作成		・学校での防災教育	・津波ハザードマップの作成 ・防災行政無線の整備	災害時における避難経路の確保、避難行動要支援者の支援体制の構築、防災教育の充実、自助・共助による地域防災力の向上を図るとともに、津波ハザードマップ及び避難経路等の再評価・伝達マニュアル（津波）を更新していく必要がある。

(事前に備えるべき目標)

1 直接死を最大限防ぐ

【リスクシナリオ1-1】

建物等の大規模倒壊や大規模火災による死傷者の発生

施策	建築物の耐震・安全化		
推進方針	災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅整備事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進し、住宅や大規模建築物等の耐震化に関する意識啓発を図るとともに、耐震改修工事や建替え等の促進を図る。また、屋内の安全確保について対策を進める。		
主な取組	①住宅の耐震化等（建設課・消防本部） ・住宅の倒壊による人的被害を防ぐため、住宅の耐震化推進に向けて、普及啓発や耐震診断、耐震改修に対する支援を実施する。 ・金具等による家具の転倒防止対策の普及・啓発を推進する。 ②公共特定建築物の耐震化等（建設課） ・公共特定建築物（「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条第1号及び第2号に該当する建築物）について、利用者の安全確保はもとより、災害時の拠点機能確保のため、耐震改修促進計画の策定や国交付金の活用等により、計画的に耐震化を進める。 ③学校の耐震化等（こども課） ・小中学校の耐震化及び特定天井や照明器具等の非構造部材の落下対策は完了しているが、児童生徒の安全確保や災害時の避難所としての利用を図るため、引き続き学校の施設、設備の安全性の確保に努める。 ④病院の耐震化等（健康増進課） ・病院の耐震化状況について確認し、不足がある場合は、必要な支援及び情報提供をする。 ⑤民営社会福祉施設の耐震化等（福祉事務所・こども課） ・未耐震施設の状況や施設設置者等の改修計画等を踏まえつつ、補助事業等の活用により、耐震化を促進する。 ⑥不特定多数利用施設（関係各課） ・指定管理者を含む各施設の管理者に対して施設利用者の避難対策等の安全確保対策について、適切な指導を行うとともに、定期的に訓練を行うなど日頃からの連携に努める。 ⑦公営住宅の耐震化等（建設課） ・公営住宅の耐震化は完了しているが、長寿命化計画に基づき施設の老朽化対策を推進する。 ⑧空き家対策（環境生活課） ・空き家実態調査を定期的実施し、適切な管理が行われていない空き家の所有者に対して指導を行うほか、危険空き家除却支援補助金の活用により、解体に対する支援を実施する。		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・住宅の耐震化率 ・公共特定建築物の耐震化率	80%〔H29〕 71%〔R1〕	85%〔R6〕 75%〔R6〕
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R1.6改定） 糸魚川市公共施設等総合管理指針（H28.3策定） 糸魚川市空家等対策計画（H29.3策定）		

【リスクシナリオ１－１】

建物等の大規模倒壊や大規模火災による死傷者の発生

施策	初期消火体制の強化		
推進方針	木造住宅密集地区防災事業の取組を推進し、住民等の防火意識の醸成、出火を未然に防ぐ取組、初期消火体制の強化を図る。		
主な取組	①木造住宅密集地区防災事業（建設課・消防本部） ・市内の木造住宅密集地区で、住民参加によるワークショップ等を行うことにより、防災意識の高揚を図る。 ・地域が主体となり火災発生時の初期対応及び協力体制を強化するため、木造住宅密集地区の自治会に対して、連動型住宅用火災警報器（屋外警報含む）の設置に対し補助を行う。 ・木造の建築物が多い等、大規模な火災につながる危険性の高い地域の確認・指定及び当該地域の警防計画を作成する。 ・都市防災不燃化促進事業により、木造住宅密集地区の住宅の不燃化を促進する。 ・防災水利整備事業により、大型の耐震性防火水槽の新設、海水や用水の取水槽の整備、消雪井戸による防火水槽への給水システムの整備を進める。 ②初期消火体制等の確保（消防本部） ・市民に対して住宅用火災警報器の設置義務を広報するとともに、耐用年数や電池切れ等の注意喚起を行う。 ・事業者に対して、消防設備点検、消防査察等を行い、火災の発生を予防する。 ・地区住民による初期消火体制を強化するため、消火栓を使用した 40 mmホースを含む初期消火資機材を整備するとともに、初期消火訓練を定期的に実施する。 ・消防団員の確保及び装備の充実を図り、各地区の火災等に迅速に対応できる体制を維持する。 ・消防団市役所分団をはじめとする機能別消防団の取組を推進することで、火災発生時の初動体制の強化を図る。 ・水利の点検結果を踏まえ、老朽化により使用不能または破損事故等が発生しないよう、消火栓を道路改良や水道管敷設替え時に定期的に更新する。なお、緊急修繕が必要なものは、その都度改修を図る。また、防火水槽は耐震化を含めて検討する。 ・多種多様化する災害等に対応するため、消防資機材、緊急車両を計画的に更新整備し、災害対応力の強化を図る。		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・連動型住警器設置戸数	82 戸〔R1〕	382 戸〔R6〕
	・住宅用火災警報器設置率	86.7%〔R1〕	100.0%〔R6〕
	・防火水槽耐震化率	24.7%〔R1〕	26.3%〔R6〕
関連計画		糸魚川市地域防災計画（R1.6 改定）	

【リスクシナリオ１－１】

建物等の大規模倒壊や大規模火災による死傷者の発生

【リスクシナリオ１－２】

広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

施策	都市基盤の整備		
推進方針	大規模地震等の発災時に多くの市民等が安全に避難できるよう幹線道路や緊急輸送道路等の整備・機能強化を図るとともに、公園等の住民が避難できる場所の確保を図る。		
主な取組	①計画的な土地利用（建設課） ・市内で行う開発事業に対して、法令や開発技術基準に基づき、安全な道路配置や幅員、道路構造や形状に係る指導・協議を行い、防災上安全な道路の確保、公園の整備等に努める。 ・市街地を中心に、地区公共施設等整備事業を推進し、防災上重要な公園、緑地、広場の整備を推進する。 ②緊急車両の進入路、避難路の整備（建設課） ・居住地において、緊急車両の進入路、避難路を確保するための道路新設・改良を着実に推進する。 ・道路に面したブロック塀等の安全点検や安全対策を推進する。 ・災害拠点病院である糸魚川総合病院への緊急車両の通行及び物資搬入路の確保について、災害時に予想される渋滞等も考慮し、関係機関とも連携を取りながら整備を促進する。 ③道路・橋りょう・トンネル等の地震対策（建設課） ・落石等危険箇所調査等に基づき、落石防護工や保護工等による法面の風化防止等、災害予防対策を推進する。 ・道路橋について、耐震化・老朽化対策を推進し、安全確保に努める。また、定期的な点検により、予防保全の管理を推進する。 ・倒木による被害が発生しないよう、街路樹の選定及び樹木診断等の維持管理を行い、予防保全の管理に努める。 ・トンネル、大型標識、道路照明等の道路施設について定期的な点検により、予防保全の管理を推進する。 ・電柱倒壊による道路閉塞を回避するため、幹線道路の無電柱化を推進する。		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・都市計画区域(用途区域)内公園面積 ・無電柱化路線	2.5 ㎡/人口〔R1〕 —〔R1〕	2.6 ㎡/人口〔R6〕 2 路線 480m〔R6〕
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R1.6 改定） 糸魚川市都市計画マスタープラン（H31.3 改定） 糸魚川市公共施設等総合管理指針（H28.3 策定） いといがわ交通ネットワークビジョン（H25.3 改定）		

- 【リスクシナリオ１－１】 建物等の大規模倒壊や大規模火災による死傷者の発生
 【リスクシナリオ１－２】 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
 【リスクシナリオ１－３】 集中豪雨等による市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
 【リスクシナリオ１－４】 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

施策	学校・社会福祉施設等の防災対策		
推進方針	災害時に特に配慮を要する学校や社会福祉施設等の管理者・事業者に対し、災害発生時においても所要の安全を確保できるよう、体制の整備を図る。		
主な取組	①学校（こども課・こども教育課） ・児童・生徒等が在校時に災害が発生した場合を想定し、学校の施設、設備の安全性を確保する。 ・防災用具、非常持ち出し物等の点検・整備を行う。 ・児童・生徒等の安全を確保するため、必要に応じて学校危機管理マニュアルの見直しを行う。 ・児童・生徒等の保護や帰宅に関し通学路の安全性等の情報やこれに基づく的確な判断及び指導ができるよう体制の整備を図る。 ・児童・生徒等の通学路の安全点検を行う。 ・家庭との連絡体制を構築し、災害発生時の連絡先、児童・生徒等の引渡し方法について確認しておく。また、携帯電話のメール機能を活用した連絡体制の整備に努める。 ②防災教育（こども教育課） ・学校を拠点とした防災活動の展開及び将来の地域防災の担い手育成のため、ジオパーク学習を取り入れた防災学習の取組を推進する。 ・教職員を対象とする防災・減災の指導力向上のための研修への積極的な参加を促進する。 ・災害発生時に安全・迅速に避難できるよう、防災訓練を実施する。 ③病院・社会福祉施設等（消防本部・福祉事務所・健康増進課・こども課） ・社会福祉施設等のうち、幼稚園・保育園及び特別支援学校における安全確保対策は、本施策の主な取組「①学校」に定めるところによる。 ・施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市、福祉関係者及び防災関係者は協働して、在宅の要配慮者の中で、治療、看護、介護等が必要な者の受入体制の整備を図る。 ・病院・社会福祉施設等での避難確保計画の作成を支援するとともに、計画に基づく訓練実施を促す。		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・通学路の安全点検 ・保護者への引渡し訓練の実施 ・学校での防災訓練の実施	小学校で年１回〔R1〕 半数の小学校で実施〔R1〕 全小中学校で年２回〔R1〕	全小中学校で年１回〔R6〕 全小学校で年１回以上〔R6〕 継続
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R1.6改定） 糸魚川市公共施設等総合管理指針（H28.3策定）		

- 【リスクシナリオ１－１】 建物等の大規模倒壊や大規模火災による死傷者の発生
 【リスクシナリオ１－２】 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
 【リスクシナリオ１－３】 集中豪雨等による市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
 【リスクシナリオ１－４】 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

施策	地域の防災力向上		
推進方針	市民一人一人が自分の周りに潜む災害時の危険性を把握するとともに、災害発生時には、自分の身は自分で守ることができ、かつ、災害時に円滑に助け合いができるよう共助の気運を醸成する。		
主な取組	①ハザードマップによる啓発（消防本部・建設課） ・災害発生時に住民等が迅速・的確に避難を行えるよう、ハザードマップ等により、災害の被害想定を周知する。また、住んでいる場所や避難経路等の災害によるリスクを啓発することで、市民の防災意識の向上を図る。 ・被害想定の変更・変更等があった場合は、ハザードマップ等を速やかに作成・更新し、市民に公開する。 ・土地取引、開発指導等の際、浸水想定区域・土砂災害警戒区域等について周知する。 ②要配慮者への支援（福祉事務所） ・高齢者をはじめ、自ら避難することが困難な要配慮者の避難支援体制を整備し、要配慮者の安全を確保する。 ・避難行動要支援者避難支援プランに基づき、避難行動要支援者名簿及び個別計画の修正を行う。 ③消防団・自主防災組織（消防本部） ・地域における消防・防災のリーダーとして、地域に密着して住民の安全と安心を守る消防団、自主防災組織の充実強化を図る。 ・自主防災組織が結成されていない地域において、組織化を進めるとともに、既存の自主防災組織について、組織及び活動の活性化を図る。 ④防災訓練（消防本部） ・災害発生時の防災活動を円滑に行うため、防災関係機関をはじめ、市民、自治会、自主防災組織、ボランティア団体、協定先企業等が幅広く参加する防災訓練を実施する。 ・県、消防、警察、自衛隊、医療機関、指定地方公共機関等、関係機関と災害時に円滑に活動できるよう平常時から訓練等を通じて連携の強化を図る。		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・消防団員数 ・自主防災組織組織率 ・市総合防災訓練参加者数	1,008 人〔R1〕 87.0%〔R1〕 10,601 人〔R1〕	1,060 人〔R6〕 96.0%〔R6〕 10,000 人〔R6〕
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R1.6 改定） 避難行動要支援者避難支援プラン（H28.改定）		

- 【リスクシナリオ１－１】 建物等の大規模倒壊や大規模火災による死傷者の発生
 【リスクシナリオ１－２】 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
 【リスクシナリオ１－３】 集中豪雨等による市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
 【リスクシナリオ１－４】 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

施策	情報収集及び情報伝達体制の整備・強化		
推進方針	災害発生時の通信手段を確保するため、情報収集・伝達システムの多重化・多様化を図るとともに、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設被災の危険分散等の防災対策を実施する。		
主な取組	<u>①情報収集・伝達システムの多重化・多様化（消防本部・総務課）</u> ・市民（企業や社会福祉施設等を含む）が各々の立場において、災害発生時の危機感を認識し、自ら情報収集したうえで、的確に判断できるよう、「安心メール@糸魚川」の普及を推進するとともに、防災意識の醸成を図る。 ・高齢者世帯等に「避難準備・高齢者等避難開始」に関する情報が的確に伝わるよう、戸別受信機の設置を促進する。 ・災害時における被害の軽減を図るため、市民等に対する迅速かつ的確な情報の伝達及び避難所等からの情報収集等を行うため、情報通信環境の整備に努める。 ・通信基盤や指令システムを高度化し、消防や救急活動における情報の伝達収集機能を充実強化するため、消防救急無線をデジタル化する。 ・災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、衛星携帯電話を配備する。 ・消防団・広報車等によるきめ細やかな情報提供、広報を行う。 ・情報収集・伝達・指示系統の伝達ルート（方法）の多重化を図り、確実な情報収集伝達に努める。 ・外国人や障害者からの緊急通報において円滑に対応できるよう、「三者間同時通訳」、「Net119 緊急通報システム」の導入検討及び災害現場等において「多言語音声翻訳アプリ」を活用する。 ・災害時に住民等の的確な避難行動を図る自助を促進するため、災害に係る避難勧告等の発令基準の明確化を図る。 <u>②通信システムの安全対策（消防本部）</u> ・通信設備が揺れにより転倒したり、移動しないよう、堅牢に固定するなど、耐震対策を図る。 <u>③停電対策（消防本部）</u> ・電源停電時にも通信設備に支障がないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等を整備する。 ・避難所への非常用発電設備及び燃料の配備を進める。 ・119 番回線の切断を考慮して、通信指令室機能移転マニュアルの作成を進める。		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・安心メール@糸魚川登録者数 ・戸別受信機設置率	13,429 人〔R2〕 41.6%〔R2〕	14,000 人〔R6〕 50.0%〔R6〕
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R1.6 改定）		

【リスクシナリオ１－３】

集中豪雨等による市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

施策	河川改修等による治水対策
推進方針	浸水対策として、河川改修や河川関連施設の耐震化、老朽化対策及び海岸沿いの高潮対策を関係機関と連携を取りながら推進する。
主な取組	①河川改修（建設課） ・集中豪雨等による浸水被害を防止するため、河川管理者による河道掘削や堤防強化等の治水対策事業の促進を図る。 ・河川関連施設について、国、県と連携して、耐震化、老朽化対策等の必要な補修・修繕等を促進する。 ②排水路等整備（建設課） ・都市化の進展による遊水機能の減少やこれまでの浸水被害等を踏まえ、主要な排水路の整備を計画的に実施する。 ・主要排水施設の整備による浸水対策を推進するとともに、森林や農地の保全による洪水調整機能の維持向上を図る。 ③雨水幹線施設による雨水排除対策（建設課、ガス水道局） ・市街地において、公共下水道事業計画に定められた計画雨水量に対する浸水被害の解消を図るため、必要な雨水幹線の整備を計画的に進める。 ④高潮対策（農林水産課・消防本部） ・日本海特有の冬季風浪などの厳しい気象、海象条件や沿岸漂砂の遮断、河川からの土砂供給の減少などにより、砂浜が年々減少し、海岸浸食も著しいため、国、県と連携して、海岸沿いの地域での高潮被害対策を促進する。
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R1.6改定） 糸魚川市都市計画マスタープラン（H31.3改定）

【リスクシナリオ１－４】

大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

施策	火山噴火への対応強化
推進方針	新潟焼山の火山防災対策を推進するため、国、県、関係市町村、関係機関、専門家、その他各種団体等により設置された新潟焼山火山防災協議会に参画し、平時から避難対策等を検討する。
主な取組	<u>①防災知識の普及（消防本部）</u> ・新潟焼山火山砂防協議会等における検討を通じて、火山ハザードマップに噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ、地区別防災カルテ、火山災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成・配布するとともに、研修会等を実施することで防災知識の普及啓発に努める。 ・パンフレットやジオパーク関連施設、観光関連事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対しても防災意識の普及啓発に努める。 <u>②入山規制等の体制整備【噴火警戒レベル１～３対応】（消防本部）</u> ・登山者等に対する注意喚起看板を設置するとともに、噴火警戒レベルに対応した立入規制箇所を検討し、立入規制に必要となるバリケード、周知看板等を事前に準備する。 <u>③避難体制の整備【噴火警戒レベル４～５対応】（消防本部）</u> ・新潟焼山火山防災協議会において避難計画策定等を行い、住民等に広く周知する。 ・住民等への火山防災情報伝達法及び要配慮者の迅速な集合と集団避難のための体制及び施設を整備する。 ・危険区域外に避難住民等全員の受入が可能な施設の確保に努める。 <u>④異常の覚知（消防本部）</u> ・新潟焼山の活動に異常な現象を発見したときは、直ちに新潟地方気象台に連絡するよう、あらかじめ連絡体制を構築する。
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R1.6 改定） 新潟焼山の噴火活動が活発化した場合の避難計画（H30.11 策定）

【リスクシナリオ１－４】

大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

施策	土砂災害への対応強化		
推進方針	関係行政機関と連携し、砂防・急傾斜地対策などの土砂災害対策を推進する。		
主な取組	①住宅の移転促進（建設課） ・人命・財産等を土砂災害から保護するため、各種制度の活用により、災害危険区域又は土砂災害特別警戒区域にある住宅の移転促進を図る。 ②治山・砂防事業の実施（建設課・農林水産課・国・県） ・森林が持つ水源涵養機能をより高め、土砂災害の防止や被害軽減を図るため、林業事業者による間伐、植林等の森林整備を支援する。 ・砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等による整備を推進するよう県に対して働きかけ、災害の未然防止を図る。 ・がけ崩れのおそれのある箇所の「急傾斜地崩壊危険区域」への指定等、土砂災害を起こすおそれのある箇所の指定を県に働きかける。 ・老朽化が進んでいる砂防関連施設について、修繕や更新等を国・県に働きかける。 ③地すべり巡視員（建設課・県） ・地すべりの早期発見につとめ、地すべり災害から人命及び財産の保護並びに地すべり防止施設の適正な管理をはかるため、地すべり巡視員による地すべり防止区域の巡視を行う。		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・避難訓練の実施 ・登山道における案内標識の整備、安全対策施設の整備	R3 訓練の実施 R2 入山者への案内標識の設置、管理	R6 定期的な訓練の実施 R6 安全対策施設の整備拡充（退避施設）
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R1.6改定） 糸魚川市都市計画マスタープラン（H31.3改定）		

【リスクシナリオ１－５】

暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

施策	除雪体制等の強化	
推進方針	効果的な道路除雪や雪害対策施設の整備による冬期の円滑な交通確保を図るとともに、除雪作業における事故の防止に努める。	
主な取組	<u>①降雪期の交通確保（建設課）</u> ・「道路除雪計画」を毎年度定め、除排雪体制を整備し、雪害予防に努める。 ・機械除雪作業の効率が著しく低下する道路においては、消雪パイプの整備の促進に努める。 ・除雪機械の計画的な更新や民間の除雪業者の支援を継続的に行うとともに、除雪オペレーターの人材育成に努め、大雪時の除雪体制の整備を図る。 ・気象情報により地吹雪発生が予想される場合は、パトロール等を強化し、交通状況や路面状況を随時把握するとともに、国、県等と連携し、う回路を検討する等、適切な交通誘導に努める。 ・各施設の管理者は、交通の混乱防止、雪害による被害の防止、軽減を図るため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行う。 ・大雪時においても公共交通の運行を確保するため、事業者等との連携体制の強化を図る。 <u>②雪崩災害の防止（建設課）</u> ・雪崩災害防止のため、県と連携して市民に対し雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所図等による雪崩危険箇所の周知を図る。 ・雪崩危険箇所に対して、地形等を考慮し、保全対象の種類に応じた適切な雪崩防止施設を選定し、整備、点検に努めるとともに、必要に応じて国、県等へ整備を要請する。 <u>③建築物の雪害予防（福祉事務所・建設課）</u> ・建築物の耐雪性の向上や克雪住宅の普及促進等、建築物倒壊防止対策を推進する。 ・屋根雪等による事故の防止について、啓発に努める。 ・除雪困難世帯に対し、民生委員、福祉団体等による訪問等の見守りを行うとともに、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な除雪がなされるよう配慮する。 ・要配慮者世帯の住宅等の屋根、避難路等の必要最低限の除排雪及び雪踏みに要する費用の一部を助成することにより、雪害事故の防止を図る。	
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R1.6改定） 道路除雪計画（毎年度見直し）	

(事前に備えるべき目標)

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

【リスクシナリオ2-1】

被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

施策	物資等の補給体制の確保		
推進方針	市民及び事業者の責務として3日分以上の水、食料等の備蓄に努めてもらうとともに、市としても数日間の補給がない状態でも自己完結できる体制を確保しつつ、企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備し、継続的な物資の補給体制を確保する。		
主な取組	<u>①市で行う備蓄（消防本部）</u> ・不意の災害発生により、市民が備蓄品を持ち出せない場合を想定し、整備計画に基づき、指定避難所等において食料及び物資等を備蓄する。 ・災害時の必需品のうち、市民が日常生活では使用しないため備蓄しにくい品目は、市での備蓄に努める。 ・積雪期等の輸送が困難な状況を想定し、備蓄食料及び物資等を可能な限り各地区の避難所予定施設等に事前配備するよう努める。 ・避難所へ非常用発電設備及び燃料の配備を進める。 <u>②物資等の緊急供給体制の確立（消防本部）</u> ・企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。 ・輸送事業者等との協定による緊急輸送・配布体制を整備する。 ・地域の住民組織及び市災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。 ・国・県が行うプッシュ型支援に対応できるよう、受援態勢を整備する。 <u>③災害備蓄に関する市民への普及啓発（消防本部）</u> ・家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料・物資等の供給計画について、普及啓発する。 ・防災訓練に際して、地域住民とともに避難所の備蓄物資の確認及び配付・使用の訓練を行う。		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・必要備蓄量の充足率	食料 105.6%〔R1〕 飲料水 130.4%〔R1〕 毛布 110.7%〔R1〕	食料 100%以上〔R6〕 飲料水 100%以上〔R6〕 毛布 100%以上〔R6〕
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R1.6改定）		

【リスクシナリオ２－２】

多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

施策	集落孤立対策		
推進方針	孤立するおそれのある地区の現状把握や備蓄物資・電力・通信手段の確保等の予防対策を推進する。		
主な取組	<u>①孤立予想集落の把握（消防本部・建設課・農林水産課）</u> ・孤立が予想される集落の把握に努め、道路拡幅や代替路線の確保などの事前の孤立回避策を実施する。 ・孤立集落が発生する要因となり得る土砂災害、雪崩等の発生危険箇所及び避難方法等について、あらかじめ地域住民に周知する。 ・孤立時に備え、食料、生活必需品、燃料及び医薬品等を常備するよう、孤立予想地区住民に対し、指導、啓発を行う。 <u>②衛星携帯電話等の通信手段の確保（消防本部・総務課）</u> ・衛星携帯電話の整備、安心メール@糸魚川の活用等による通信の多重化に努める。 ・防災行政無線のデジタル化を計画的に進め、同報系防災行政無線の双方向性通信を活用し、集落内に設置した屋外スピーカに付属する通話装置により、孤立集落と消防本部との通話を確保する。 <u>③集落防災拠点施設の確保（消防本部・生涯学習課）</u> ・公民館など地域における防災活動の拠点となる施設を整備するとともに、国・県及び市の補助制度等による自主防災組織等の資機材整備を支援する。 ・集落防災拠点施設に優先的に非常用発電設備及び燃料の配備を進める。 ・地域の実情に応じ、自主防災組織の結成を支援するとともに、既存組織の活動を活性化させる。 ・集落内の避難所等への資機材及び備蓄物資の事前配置に努める。 <u>④集落内ヘリポート適地の確保（消防本部）</u> ・集落内のヘリポート適地を平常時から検討しておく。		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・衛星携帯電話等非常通信手段の整備と維持管理 ・集落防災拠点ヘリポートの確保	衛星携帯 6 台〔R2〕 ヘリポート 35 か所〔R2〕	衛星携帯 6 台〔R6〕 ヘリポート 35 か所〔R6〕
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R1.6 改定）		

【リスクシナリオ２－３】

自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

施策	救助・救急能力の確保	
推進方針	消防庁舎等の安全性を継続して確保するとともに、消防団員の確保、自主防災組織の育成を図る。	
主な取組	<u>①消防庁舎の安全性の確保（消防本部）</u> ・消防本部庁舎は、耐震化済であり、非常用発電設備も設置されているが、引き続き計画的な整備を進める。 ・消防本部庁舎は、姫川氾濫の想定区域内にあるため、水害時の対応を検討する。 <u>②市民の防災意識の向上（消防本部）</u> ・自主防災組織等が実施する訓練において、防災講話や防災体験を行い、防災意識の向上を図る。 ・市民の防災意識の向上を図るとともに、住宅等の耐震性を向上させ、被災者が一人でも少なくなる取組を進める。 <u>③消防団員の確保及び充実（消防本部）</u> ・消防団活動の更なる充実強化に向け、入団促進に努めるとともに、活動環境を整備し、より地域に密着した活動を推進する。 ・消防団員の連絡・参集体制の整備及び資機材の整備充実を図り、初動体制の確保に努める。 ・迅速かつ適切な救急・救助活動を実施するため、地域で活動中の消防団員と消防本部が直接連絡できる通信手段を確保するとともに、連絡体制を整備する。 <u>④自主防災組織の育成（消防本部）</u> ・自主防災組織が結成されていない地域において、組織化を進める。 ・既存の自主防災組織について、組織及び活動の活性化を図る。 ・研修会等の開催により、自主防災組織のリーダーを養成する。 ・自主防災組織相互の連携、協力体制を確立する。	
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R1.6改定） 糸魚川市公共施設等総合管理指針（H28.3策定）	

【リスクシナリオ２－４】

医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

施策	医療救護体制の確保	
推進方針	市民の防災意識の向上により負傷者の発生を防ぐとともに、医療機関や医療関係団体との緊密な協力体制のもと、災害の状況に応じた適切な医療救護を行うための体制を構築する。	
主な取組	<u>①防災意識の向上（消防本部）</u> ・建物の耐震化、家具等屋内収容物の転倒防止、身を守る行動の習慣化、早めの避難等により、市民一人一人が負傷しない取組を進める。 <u>②医療救護活動体制の整備（健康増進課・消防本部）</u> ・市及び県の作成する地域防災計画を踏まえて、病院が自ら被災することを想定して病院防災マニュアルを作成するとともに、マニュアルに基づき実践的な訓練を行う。 ・診療所は病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じてマニュアルを作成し、訓練を行う。 ・災害拠点病院について、発災時に機能を確実に発揮させるため、食料や医薬品等の備蓄管理及び防災・非常時緊急連絡体制の更新等を行うとともに、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を支援する。 <u>③医薬品・医療従事者等の確保（健康増進課）</u> ・平時から医師・看護師不足の解消に向けた医療従事者の確保に努める。 ・発災時に医療救護所や避難所等へ供給する医薬品や医療資機材の備蓄供給体制を確保するため、備蓄方法の定期的な見直しや関係団体との災害時応援協定の締結を進める。 ・発災時に医療救護班を編成する医療従事者を確保するため、医療関係団体等と協議しながら体制を整備する。 <u>④災害拠点病院へのアクセス機能確保（消防本部）</u> ・液状化等の道路被災時においても災害拠点病院にアクセスできるよう、緊急輸送路の道路啓開を速やかに行うために、建設業協会及び団体との連携を強化する。	
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R1.6改定）	

【リスクシナリオ２－５】

被災地における疫病・感染症等の大規模発生

施策	衛生環境の悪化防止		
推進方針	平時から感染症予防対策の啓発や予防接種を促進するとともに、災害時の避難所における衛生資機材及び防疫薬品の整備・備蓄を推進する。		
主な取組	<u>①感染症予防対策（健康増進課・消防本部）</u> ・避難所における疾病・感染症等の発生・まん延を防ぐため、平時から感染症予防対策の啓発や予防接種の促進を図る。 ・避難所における手指消毒剤等の衛生資機材及び防疫薬品等の整備・備蓄を推進する。 <u>②上下水道機能の維持（ガス水道局・消防本部）</u> ・下水道の耐震化を図るとともに、下水道事業継続計画の見直しを継続的に行い、下水道の機能停止時にも速やかに復旧できる体制を整える。 ・下水道使用不能時に備え、災害用携帯トイレの備蓄、マンホールトイレの整備を行う。また、感染症の発生に備え、消毒薬、殺虫剤、マスク、使い捨て手袋等の物品を民間事業者との協定を利用して確保できる体制を整える。 ・上水道使用不能時においても、市全域の被災状況等を的確に把握し、総合的な飲料水等の供給に関して必要な措置を講じる。		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・麻しん・風疹ワクチンの接種率Ⅱ期	95.1%〔H30〕	100%〔R6〕
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R1.6改定） 糸魚川市水道ビジョン（H21.3策定）		

【リスクシナリオ２－６】

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

施策	避難所におけるより良い生活環境の整備	
推進方針	災害時においても衛生状態を含めて良好な生活環境を維持し、できる限りストレスを軽減した良好な共同生活を送れる環境を整備するとともに、車中泊等の避難所外への避難者の健康対策を進める。	
主な取組	<u>①避難所等の環境改善（関係各課）</u> ・指定避難所等に非常用発電設備を設置するとともに、発電機用燃料も備蓄する。 ・指定避難所等のトイレを洋式化するとともに、障害者や高齢者にも対応したトイレへの改修を推進する。 ・指定避難所等の段差解消やスロープ等の設置により、障害者や高齢者にも対応した施設改修を推進する。 ・指定避難所等へのエアコンの設置を推進する。 ・指定避難所等の非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全性確保を推進する。 <u>②福祉避難所の整備（福祉事務所）</u> ・公的施設のほか、民間施設の利用も含め、協定締結等により福祉避難所を確保する。 ・福祉避難所のあり方や効果的な運営について、検討を進める。 <u>③健康管理体制の整備（健康増進課・福祉事務所）</u> ・災害時における車中泊の危険性を周知し、エコノミークラス症候群の発生を抑制するとともに、感染症やストレス性疾患予防のため、啓発を強化する。 ・車中泊等の避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、被災者台帳作成の事前準備を進める。 ・発災時における被災者の健康状態の把握を円滑に実施するため、保健師等の確保体制を整備する。	
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R1.6改定） 糸魚川市公共施設等総合管理指針（H28.3）	

(事前に備えるべき目標)

3 必要不可欠な行政機能は確保する

【リスクシナリオ 3-1】

地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

施策	業務継続体制の強化	
推進方針	災害時における業務継続体制を強化するため、業務継続計画の不断の見直しを行うとともに、庁舎等の耐震性強化や非常用電源等のバックアップ体制の強化を推進する。	
主な取組	<u>①業務継続計画（総務課）</u> ・「糸魚川市災害時業務継続計画」（平成 24 年 3 月策定）に基づき、業務継続のための資源確保及び平時から非常時優先業務実施の体制を構築する。 ・業務継続計画の内容を適宜見直し、実効性のある計画とする。 <u>②バックアップ体制の強化（総務課・関係各課）</u> ・庁舎や避難所となる学校施設等のほか、その他の公共施設についても、耐震化を進めるとともに、適切な維持管理を行う。 ・庁舎や公共施設の室内安全対策や各種データの喪失対策を推進するとともに、業務継続に必要な通信機能、電源、燃料、車両、資機材などの整備を推進する。 ・行政人員の絶対的不足に備え、広域応援協定の締結や受援体制の整備等、支援人員の受入体制を構築する。 ・応急活動の長期化による職員の身体的、精神的な疲労に対するケア体制を検討する。	
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R1.6 改定） 糸魚川市災害時業務継続計画（H24.3 策定） 糸魚川市公共施設等総合管理指針（H28.3 策定）	

(事前に備えるべき目標)

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

【リスクシナリオ4-1】 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

施策	情報収集及び情報伝達体制の整備・強化【再掲】		
推進方針	災害発生時の通信手段を確保するため、情報収集・伝達システムの多重化・多様化を図るとともに、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設被災の危険分散等の防災対策を実施する。		
主な取組	①情報収集・伝達システムの多重化・多様化（消防本部・総務課） ・市民（企業や社会福祉施設等を含む）が各々の立場において、災害発生時の危機感を認識し、自ら情報収集したうえで、的確に判断できるよう、「安心メール@糸魚川」の普及を推進するとともに、防災意識の醸成を図る。 ・高齢者世帯等に「避難準備・高齢者等避難開始」に関する情報が的確に伝わるよう、戸別受信機の設置を促進する。 ・災害時における被害の軽減を図るため、市民等に対する迅速かつ的確な情報の伝達及び避難所等からの情報収集等を行うため、情報通信環境の整備に努める。 ・通信基盤や指令システムを高度化し、消防や救急活動における情報の伝達収集機能を充実強化するため、消防救急無線をデジタル化する。 ・災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、衛星携帯電話を配備する。 ・消防団・広報車等によるきめ細やかな情報提供、広報を行う。 ・情報収集・伝達・指示系統の伝達ルート（方法）の多重化を図り、確実な情報収集伝達に努める。 ・外国人や障害者からの緊急通報において円滑に対応できるように、「三者間同時通訳」、「Net119緊急通報システム」の導入検討及び災害現場等において「多言語音声翻訳アプリ」を活用する。 ・災害時に住民等の的確な避難行動を図る自助を促進するため、災害に係る避難勧告等の発令基準の明確化を図る。 ②通信システムの安全対策（消防本部） ・通信設備が揺れにより転倒したり、移動しないよう、堅牢に固定するなど、耐震対策を図る。 ③停電対策（消防本部） ・電源停電時にも通信設備に支障がないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等を整備する。 ・避難所への非常用発電設備及び燃料の配備を進める。 ・119番回線の切断を考慮して、通信指令室機能移転マニュアルの作成を進める。		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・安心メール@糸魚川登録者数 ・戸別受信機設置率	13,429人〔R2〕 41.6%〔R2〕	14,000人〔R6〕 50.0%〔R6〕
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R1.6改定）		

(事前に備えるべき目標)

5 経済活動を機能不全に陥らせない

【リスクシナリオ5-1】

サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

施策	物流の災害対処能力の向上		
推進方針	物流上重要な道路施設等の整備を推進するとともに、港湾・鉄道等施設の強化について、関係機関への要望を推進する。また、市内企業等の業務継続計画（BCP）策定を促進する。		
主な取組	<u>①災害時にも信頼性の高い物流ネットワークの構築（建設課・商工観光課）</u> ・物流上重要な役割を担う道路ネットワークが寸断されることのないよう、緊急時にも生産拠点相互や北陸自動車道、姫川港等の物流拠点をつなぐ、多重な信頼性の高い道路ネットワークを構築する。 ・本市の経済活動の大動脈である国道8号及び国道148号について、災害時に寸断されることがないよう、関係機関と連携し、国道8号子不知・親不知地区、糸魚川東バイパス及び地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の早期建設を促進する。 ・平時より関係機関と連携し、姫川港の機能向上に向けた施設整備や計画的な老朽化対策等を促進する。 ・救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路において、橋りょうの耐震補強や道路法面の落石防止対策等を推進する。 <u>②事業者における事業継続計画の策定（商工観光課）</u> ・市内企業等の事業継続計画（BCP）策定を促進するため、計画の必要性について普及啓発に努める。		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・国道8号子不知～親不知地区 ・国道8号糸魚川東バイパス ・地域高規格道路松本糸魚川連絡道路	- 親不知地区(6.7km)事業化〔R2〕 - 一部区間(3.1km)開通済〔R1〕 - 一部区間(5km)事業化〔R1〕	- 子不知地区 事業化〔R6〕 - 全区間(6.9km)開通〔R6〕 - 全区間(20km)事業化〔R6〕
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R1.6改定） 糸魚川市都市計画マスタープラン（H31.3改定） いといがわ交通ネットワークビジョン（H25.3改定） 姫川港港湾計画【県】（H20.3改定）		

(事前に備えるべき目標)

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

【リスクシナリオ6-1】

電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

施策	ライフラインの災害対応力強化		
推進方針	電力・情報通信・燃料供給等の事業者との連携の強化を図るとともに、各家庭での燃料等の備蓄を促進する。また、ガス施設の耐震化を推進する。		
主な取組	①電力・情報通信事業者との連携（総務課） ・災害時の電力や情報通信の不通を迅速に回復するため、電力・情報通信事業者との情報共有体制の連携強化を図るとともに、臨時の携帯電話基地局や特設公衆電話等の活用による情報伝達体制の強化を図る。 ②石油・LPガスの燃料確保（消防本部） ・民間事業者との石油等の燃料を確保するための協定が、災害時において確実に機能するよう、平時から連絡体制を強化する。 ③各家庭での備蓄等（消防本部・環境生活課） ・各家庭に災害時のための燃料等の備蓄について啓発を行う。 ・一般家庭での太陽光発電設備（リチウムイオン蓄電池を含む）、事業所への再生可能エネルギー発電設備（リチウムイオン蓄電池含む）の普及促進を図る。 ④ガス施設の耐震化等（ガス水道局） ・ガス供給施設の耐震化や導管網のブロック化等の推進により、安全で安定したガスの供給を図る。 ・最新の津波及び洪水ハザードマップ等に基づき、ガス供給施設ごとの浸水対策の検討を進める。 ⑤相互応援体制等の強化（ガス水道局） ・相互応援体制のさらなる強化のため、応援協定の拡充を図る。 ・関係事業体や民間団体と重大事故等の非常事態を想定した防災訓練を実施する。 ・平時から近隣事業者との連携を密にし、相互の応援体制の強化を図る。		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・ガス管の耐震化率	95%〔H30〕	100%〔R6〕
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R1.6改定） 糸魚川市新エネルギービジョン（H24.3策定）		

【リスクシナリオ 6-2】

上水道等の長期間にわたる供給停止

施策	上水道の機能維持		
推進方針	水道施設の耐震化や老朽化対策を推進するとともに、各種資機材の整備などによる応急給水体制の整備や広域的な応援体制を構築する。		
主な取組	<u>①水道施設の耐震化等（ガス水道局）</u> ・上水道施設における基幹施設及び管路の耐震化や老朽化対策、幹線管路の配水ブロック化等の推進により、上水道の供給の安定化を図る。 ・ポンプ設備について、停電時の対応として、自家用発電装置等の整備を計画的に推進する。 ・最新の津波及び洪水ハザードマップ等に基づき、水道施設ごとの浸水対策の検討を進める。 <u>②応急給水体制の整備（ガス水道局）</u> ・迅速な応急給水や災害応急対策を実施するため、各種資機材や情報伝達機器の整備を進めるとともに、広域的な応援体制の構築や対策訓練、業務継続計画に基づくリスク対策の実施により、その実効性を高めていく。 <u>③相互応援体制等の強化（ガス水道局）</u> ・相互応援体制のさらなる強化のため、応援協定の拡充を図る。 ・相互応援協定等を締結した水道事業者や民間団体と防災訓練を実施する。 ・迅速かつ効率的な応急活動を行うため、地域住民との防災訓練に協力する。 ・平時から近隣事業者との連携を密にし、相互の応援体制の強化を図る。		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・ 重要な上水道管路の耐震化率	35%〔H30〕	45%〔R6〕
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R1.6 改定） 糸魚川市災害時業務継続計画（H24.3 策定） 糸魚川市公共施設等総合管理指針（H28.3 策定） 糸魚川市水道ビジョン（H21.3 策定）		

【リスクシナリオ６－３】

汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

施策	下水道等の機能維持		
推進方針	下水道施設の耐震化や老朽化対策等を推進するとともに、浄化槽整備区域では合併浄化槽の整備を促進する。また、広域的な応援体制を構築する。		
主な取組	<u>①下水道処理施設の耐震化（ガス水道局）</u> ・既設の処理場・ポンプ場は、今後耐用年数を超過する施設が増えてくるため、改築・更新時に合わせて耐震化を進めていく。 ・管路の老朽化対策と合わせ、耐震化を着実に進めていく。 ・ポンプ設備について、停電時の対応として、自家用発電装置等の整備を計画的に推進する。 ・下水道施設は、浸水時における排水対策に欠かせないことから、津波等による影響が想定される処理場・ポンプ場について、被災時に排水機能を確保するための対策を進める。 <u>②業務継続体制の強化（ガス水道局）</u> ・下水道事業の業務継続計画の見直しを継続的に行う。 ・マンホールトイレの整備を進める。 <u>③合併浄化槽の普及促進（ガス水道局）</u> ・合併処理浄化槽は、個別処理で被災による影響が少ないため、浄化槽の整備区域での整備を促進する。 <u>④相互応援体制の強化（ガス水道局）</u> ・相互応援体制の更なる強化のため、応援協定の拡充を図る。 ・相互応援協定等を締結した民間団体と防災訓練を実施する。 ・迅速かつ効率的な応急活動を行うため、地域住民との防災訓練に協力する。 ・平時から近隣自治体との連携を密にし、相互の応援体制の強化を図る。		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・下水処理場の耐震化率 ・重要な管路の耐震化率 ・浄化槽整備区域における合併浄化槽利用者率	0%〔H30〕 94%〔H30〕 60%〔H30〕	20%〔R6〕 100%〔R6〕 66%〔R6〕
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R1.6改定） 糸魚川市災害時業務継続計画（H24.3策定） 糸魚川市公共施設等総合管理指針（H28.3策定） 糸魚川市下水道業務継続計画（H31.4策定）		

【リスクシナリオ６－４】

交通ネットワーク等の長期間にわたる機能停止

施策	主要幹線の機能維持	
推進方針	主要幹線の老朽化対策や強靱化を推進するとともに、代替路線の整備を計画的に進める。	
主な取組	<u>①道路施設の老朽化対策（建設課・農林水産課）</u> ・道路施設の老朽化対策を着実に進めていく。 <u>②道路の防災対策（建設課・農林水産課）</u> ・優先的に主要幹線の強靱化を進め、災害に強い交通ネットワークの確保を図る。 ・道路拡幅や代替路線の確保などの事前の不通回避策を実施する。 <u>③復旧支援体制の確立（建設課）</u> ・国県などの関係機関と連携・協働し、早期の交通確保を図る。	
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R1.6改定） 糸魚川市災害時業務継続計画（H24.3策定）	

(事前に備えるべき目標)

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

【リスクシナリオ7-1】

ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

施策	ため池の整備の推進		
推進方針	ため池の整備を進めるとともに、ハザードマップの作成により、地域住民へ避難情報等の提供に努める。		
主な取組	①農業用ため池の整備（農林水産課） ・老朽化等により漏水、クラック、断面変形などが認められるため池については、県と連携しながら、補修、補強等を推進する。 ・防災重点ため池（下流に人家、公共施設等がある大規模なため池）について、ハザードマップを活用し、地域住民に避難情報等を周知する。なお、ハザードマップ未公表のため池については、県と連携しながら計画的にハザードマップを作成する。		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・ため池ハザードマップ作成箇所数	10 か所〔R1〕	15 か所〔R6〕
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R1.6 改定）		

【リスクシナリオ7-2】

農地・森林等の被害による国土の荒廃

施策	農地・森林等の整備の推進		
推進方針	基幹的農業水利施設（頭首工、用排水路）の長寿命化対策を進めるとともに農村の多面的機能の確保に努める。 また、荒廃した山林での治山対策を推進するとともに、森林整備計画に基づき、計画的な間伐等の整備を推進する。		
主な取組	<u>①農地・農業水利施設等の保全管理（農林水産課）</u> ・農業水利施設（頭首工、用排水路等）の耐震化及び長寿命化修繕を計画的に実施する。 ・多面的機能支払、中山間地域等直接支払等も活用し、地域コミュニティによる農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を促進する。 <u>②森林整備（農林水産課）</u> ・森林の公益的機能を持続的に発揮し続けていくため、多様で健全な森林の整備や保全、集中豪雨等による崩壊地の復旧、森林施業の低コスト化、地場産材の利用促進等、森林整備を計画的に推進する。 ・農村地域での農作物等の鳥獣被害防止対策を推進する。 ・糸魚川市森林整備計画の林道整備計画に掲載されている林道等の整備を推進する。 <u>③農林業の担い手の確保・育成（農林水産課）</u> ・農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、新たに農林業に従事する者や新規参入する企業等の意欲ある多様な担い手の確保・育成を図り、持続可能な農林業に資する取組を推進する。		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・多面的機能支払事業取組面積 ・中山間地域等直接支払事業取組面積 ・市産材の生産量 ・新規就農者数	1,444ha〔R1〕 1,581ha〔R1〕 10,200 m³〔R1〕 4人〔R1〕	1,444ha〔R6〕 1,581ha〔R6〕 11,200 m³〔R6〕 4人〔R6〕
関連計画	糸魚川農業振興地域整備計画（H29.9策定） 糸魚川市森林整備計画（H29.3改定） 糸魚川市鳥獣被害防止計画（H30.9改定） 農業経営基盤強化基本構想（H26.9策定）		

(事前に備えるべき目標)

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

【リスクシナリオ 8-1】

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

施策	災害廃棄物処理体制の整備
推進方針	大量の災害廃棄物の発生に備え、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理する体制を整備する。
主な取組	<u>①災害廃棄物処理計画（環境生活課）</u> ・平成 22 年度に策定し、平成 28 年度に改定した「糸魚川市一般廃棄物処理基本計画」第 7 章「災害廃棄物処理計画」の見直しを行い、災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理する体制を整備する。
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R1.6 改定） 糸魚川市一般廃棄物処理基本計画（H28.4 改定）

【リスクシナリオ 8-2】

復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

施策	復興に関する人材確保体制の整備
推進方針	復興に関する体制や手順、課題把握等の事前復興準備を進めるほか、災害ボランティア等の受入体制の整備を進める。
主な取組	<u>①復興事前準備の推進（消防本部・企画定住課）</u> ・被災後、迅速かつ的確に市街地復興計画等を策定できるよう、復興に関する体制や手順、課題の把握等の復興事前準備を進める。 ・復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手がまちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む復興事業を円滑に実行できる環境を整える。 <u>②災害ボランティア等の受入体制の整備（福祉事務所）</u> ・ボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう、社会福祉協議会と連携し、ボランティアセンター設置・運営マニュアルを整備する。 ・災害時にボランティア活動が効果的に行われるよう、ボランティアと被災者ニーズとの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを育成する。
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R1.6 改定）

【リスクシナリオ 8-3】

貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

施策	文化財所有者・管理者の防災意識の啓発及び地域コミュニティの充実強化		
推進方針	文化財等の耐震化等を図るとともに、地域コミュニティの活力を保つ取組を推進する。		
主な取組	<u>①文化財等の耐震化等（文化振興課・消防本部）</u> ・文化財所有者及び管理者の防災意識を啓発するため、国・県との連携により、文化財の耐震診断や文化財保存活用計画の策定、消火設備等の設置・改修を働きかける。 ・地震等の災害発生時に貴重な文化財を守るため、文化財所有者等に対して、文化財の転倒防止などの事前の対策に加え、災害情報の伝達や避難誘導、救命救護、消火等の訓練に取り組むよう働きかける。 ・建造物以外の文化財についても防災意識の啓発を図る。 <u>②地域コミュニティ活動（企画定住課）</u> ・地域づくりプランの推進により、地域の課題解決を図りながら、将来の地域づくりに取り組む地域の活動を支援する。 ・人々の生活に密着している里山や田畑、水路などといった環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める取組を促進する。		
重要業績指標	指標	現状〔年度〕	目標〔年度〕
	・文化財での防災訓練 ・地域づくりプラン策定地区数	1 回／年 13 地区〔R1〕	1 回／年 21 地区〔R6〕
関連計画	糸魚川市地域防災計画（R1.6 改定） 糸魚川市一般廃棄物処理基本計画（H28.4 改定）		

8 計画の推進と見直し

(1) 計画の推進

本計画に掲げる施策の推進方針に基づき、本市の各分野別計画を実施することにより、施策の推進を図る。

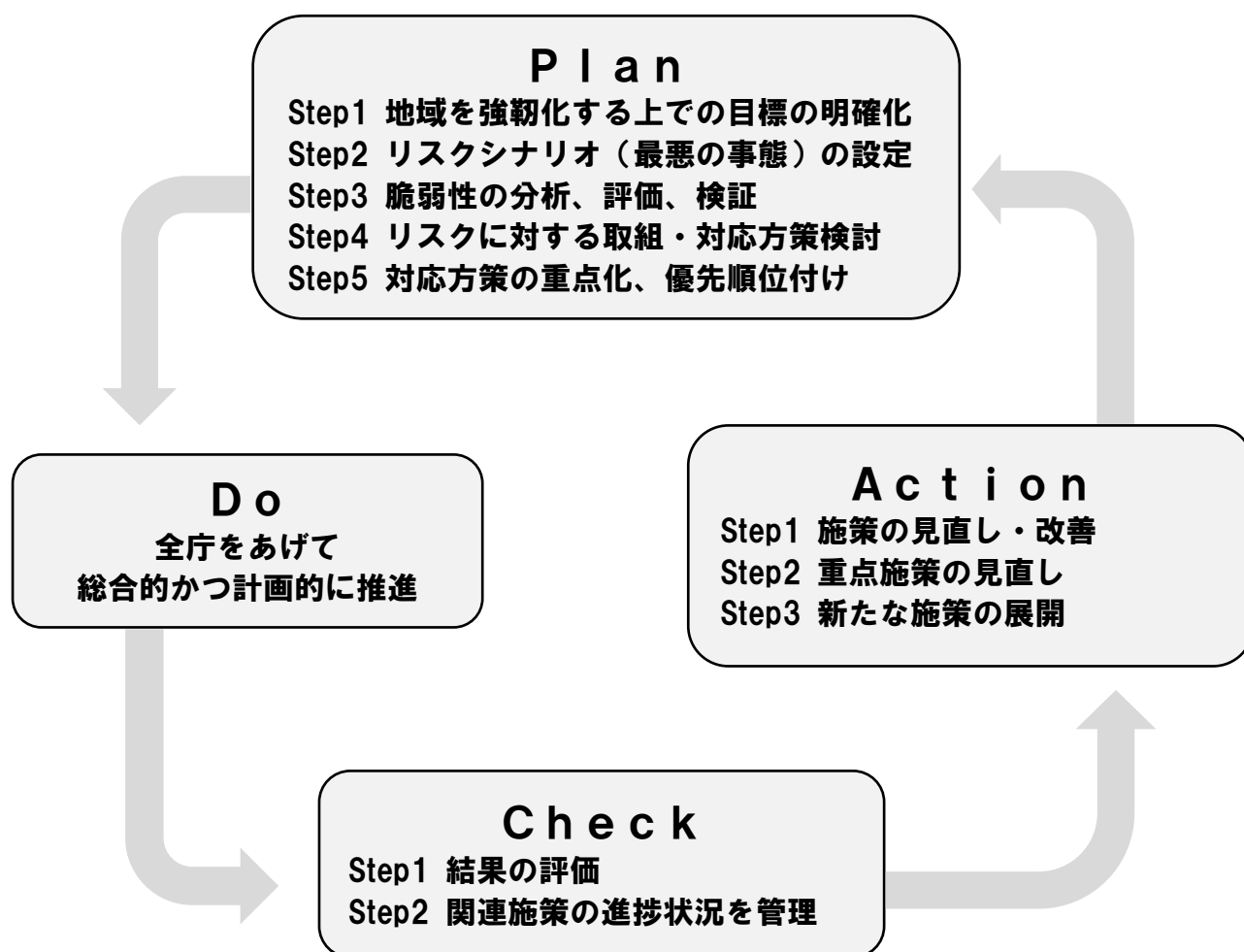
(2) PDCA サイクルによる計画の推進

本市の強靱化に向けた計画の推進にあたっては、本計画に掲げる関連施策の総合的かつ計画的な実施と、PDCA（Plan→Do→Check→Action）サイクルに基づく検証が必要であり、そのために各施策の進捗状況等を踏まえた効果的な展開が重要である。

(3) 推進体制

全庁横断的な推進体制のもと、計画を推進していく必要がある。

また、国や県、関連民間事業者等が、本地域計画に掲げる各施策の進捗管理を効果的に実施する。



(4) 計画の見直し

本計画は、社会・経済情勢の変化や国土強靱化施策の進捗状況などを考慮し、概ね5年ごとに見直すこととする。なお、本市を取り巻く社会・経済情勢の急激な変化等が生じた場合には、適宜内容の見直しを行うものとする。

また、本計画は、本市の強靱化に関し、各分野別計画の指針として位置づけられるものであることから、国の基本計画や本市の総合計画との整合を図るとともに、地域防災計画をはじめとする各分野別計画の見直しの際には、本計画との整合を図るものとする。

(5) 計画策定

令和2年7月

糸魚川市国土強靱化地域計画

令和2年7月策定

編集発行 糸魚川市総務部企画定住課

〒941-8501

新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号

TEL025-552-1511 FAX025-552-8955

E-mail kikaku@city.itoigawa.lg.jp



糸魚川市